

## 目白大学・目白大学短期大学部FD・SD推進委員会規程

### (設 置)

第1条 この規程は、目白大学及び目白大学短期大学部（以下、「本学」という。）の教職員が本学の求める教員像に基づき、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント 以下「FD」という。）の実施を計画するとともに、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、法令順守並びに大学運営に必要な能力及び資質を向上させるための機会（スタッフ・ディベロップメント 以下「SD」という。）の調整を円滑に行うため、全学FD・SD推進委員会（以下、委員会という。）を置くことについて、必要な事項を定める。

### (組 織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大学学長
- (2) 短期大学部学長
- (3) 副学長（大学及び短期大学部）
- (4) 特命学長補佐（大学及び短期大学部）
- (5) 高等教育研究所長
- (6) FD 実施委員長（新宿、さいたま岩槻キャンパス及び短期大学部）
- (7) 大学事務局長
- (8) 大学事務局次長
- (9) 大学企画室長
- (10) 教務部研究支援課長
- (11) その他委員長が指名した者

### (任 期)

第3条 前条に掲げる委員の任期は、2年とし、再任をさまたげない。

2 委員の任期は、当該職務の任命期間とし、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長、副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ大学学長及び短期大学部学長をもって充てる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその任務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が召集し、議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席者の過半数で決する。

(審議事項)

第6条 委員会は、次の事項を審議する。

(1) 全学FD研修に関する事項

(2) 全学SD研修に関する事項

(3) 目白大学新宿キャンパス各種委員会規程、目白大学さいたま岩槻キャンパス各種委員会規程及び目白大学短期大学部各種委員会規程に基づくFD実施委員会との連絡調整に関する事項

(4) 目白大学・目白大学短期大学部エグゼクティブSD実施要領に基づいた活動との調整に関する事項

(5) 学校法人目白学園SD実施規程に基づいた活動との調整に関する事項

(6) 指導補助者(TA及びSA)研修に関する事項

(7) その他全学にわたるFD・SDに関する事項

(事務)

第7条 委員会の事務は、教務部研究支援課、高等教育研究所、庶務部庶務課の協力を得て、大学企画室で行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学学長の裁定による。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。